

平成 24 年 3 月 30 日

各 位

当社および連結子会社の訴訟の勝訴判決とその後の経過について

イーサポートリンク株式会社
代表取締役社長 堀内信介

当社及び当社の連結子会社である株式会社農業支援が原告となり、株式会社AGICおよび執筆者（以下「被告ら」）を被告として提起していた名誉毀損にかかる訴訟について、平成24年2月に、東京地方裁判所より判決の言い渡しがあり、当社及び株式会社農業支援が全面勝訴いたしましたことをご報告申し上げます。

記

1. 当該訴訟を提起された者（被告）

(1) 茨城県つくば市松代四丁目9番地26

株式会社AGIC

代表取締役 田上隆一

(2) 執筆者

2. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社及び株式会社農業支援は、被告執筆者が執筆し、被告AGICがその運営するGAP普及センターの「ユーザーの会」会員に対して配信した記事が、当社及び株式会社農業支援の名誉及び信用を毀損したものであるとして、その損害賠償の支払等を求め、東京地方裁判所へ訴訟を提起しました。

3. 判決の内容

当社及び株式会社農業支援の被告ら2名に対する請求について裁判所は、まず、本件記事を書いた執筆者に対して名誉毀損行為に該当することを指摘し、それが違法であることを確認しました。更に、編集をした被告AGICに対してはその違法な記事を、編集者として放置、掲載したことは違法であると判断しました。その上で損害賠償請求を認め、仮執行宣言を付して、以下のとおり認容しました。

- ① 被告らは、原告株式会社農業支援に対し、連帯して100万円及びこれに対する平成21年7月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- ② 被告らは、原告イーサポートリンク株式会社に対し、連帯して25万円及びこれに対する平成21年7月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- ③ 原告のその余の請求を棄却する。
- ④ 訴訟費用は、原告株式会社農業支援と被告らとの間に生じた費用については、これを6分し、その5を原告株式会社農業支援の負担とし、その余を被告らの負担とし、原告イーサポートリンク株式会社と被告らとの間に生じた費用については、これを6分し、その5を原告イーサポートリンク株式会社の負担とし、その余を被告らの負担とする。

なお、当社及び株式会社農業支援は、当該記事のうち7箇所を名毀・信用毀損として指摘しておりますが、裁判所は当該7箇所全てを、違法な名誉・信用毀損であると認定しました。

4. 今後の見通し

被告らが控訴したため、本勝訴判決は確定しておりませんが、当社は今後も違法な名誉・信用毀損等に対して毅然とした態度で臨む所存です。今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以 上